

認定畜舎等の利用状況定期報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
報告者の連絡先
代表者の氏名

下記のとおり、認定畜舎等の利用の状況について、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第13条第1項の規定により、報告します。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

2. 認定畜舎等の所在地：

3. 認定畜舎等の概要

（1）番号：

（2）種類

- ☐ 飼養施設
- ☐ 飼養施設に付随する搾乳施設
- ☐ 飼養施設に付随する集乳施設
- ☐ 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
- ☐ 飼養施設に付随する畜産業用倉庫
- ☐ 飼養施設に付随する畜産業用車庫
- ☐ 堆肥舎
- ☐ 発酵槽等
- ☐ 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
- ☐ 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
- ☐ 発酵槽等を制御するための施設

(3) 構造

☐ A構造畜舎等 ☐ B構造畜舎等 ☐ 発酵槽等

4. 利用の状況

(1) 番号：

(2) 認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

イ. 家畜の種類：

ロ. 頭数：

②飼養形態：

③家畜排せつ物の処理方法：

(3) 利用基準の遵守状況

①畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

☐ 午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0としている。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合）

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞 在 人 数	人	人	人	人
滞 在 時 間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合 計	時間			

☐ 通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
☐ 1,000㎡以下	4人	8時間
☐ 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
☐ 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間

☐ 3,000㎡超	16人	32時間
----------------------------------	-----	------

②避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- ☐災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。
- ☐2以上の避難口が特定されている。
- ☐堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

- ☐定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

- ☐様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示している。

(B構造畜舎等の場合)

- ☐畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- ☐定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。
- ☐火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

⑤畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- ☐畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。
- ☐避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。
- ☐災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にしている。
- ☐火気を使用していない。
- ☐消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行っている。

☐畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管していない。

☐畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

⑥備考

(注意)

① ☐がある場合は、該当する☐に✓印を付けること。

② 3. 及び 4. は報告に係る認定畜舎等ごとに記入すること。報告に係る認定畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、認定畜舎等の数が2以上のときは、認定畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して認定畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の認定畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。